

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・地域の人口構造

当市の令和 7 年における年齢構成比については、年少人口 9.2%、生産年齢人口 56.2%、老年人口 34.6%となっている。年々、年少人口及び、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加する傾向にある。※1

・産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、豊富な地下資源である天然ガスを、ガラスを加工する際の燃料として利用することで電子管工業など電子・デバイス分野を中心に、技術の蓄積と関連事業所の集積地として発展してきた。

製造品出荷額等は、平成 20 年を境に減少に転じ、大手製造業 2 社が撤退したことも影響し、近年はピーク時の 4 割程度まで減少している。※2

企業の撤退等で地域産業が落ち込む中においても、大手製造業 2 社の誘致や茂原には工業団地の整備など、新たな企業の立地を促進しているが、経営資源の乏しい中小事業者にとって企業の進出・撤退等の経営環境の変化に対応するには十分といえる状況ではない。

出典 ※1 茂原市人口構成表（令和 7 年 3 月）

※2 経済産業省工業統計表（平成 20 年、令和 5 年）

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、外房地域の中心として経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者数を年 10 件とし、計画期間中、合計 20 件とすることを目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者における労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均 3%以上向上することを

目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、様々な業種において中小企業者が存在し、使用する設備は多岐に渡るため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連設備については、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業の集積等の経済波及効果も希薄であることから、本計画において対象とする設備から除くものとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、中小企業者が市内全域に広く分布しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、特定の業種に偏ることなく、あらゆる事業が展開されているため、本計画では、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は中小企業等経営強化法に基づき、国が同意した日から2年間（国が同意した日から令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・健全な地域経済の発展のため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する営業を営む者、反社会的勢力との関係が認められる者については、先端設備等導入計画の認定の対象とし

ない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。